

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	榊原地区 (榊原1区～榊原6区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	156 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	156 ha
② 田の面積	135 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	21 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.5 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	111 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	38 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進んでおり、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が38haある。将来、後継者が未定の面積の増加が予想される。また、現在の担い手も高齢化により将来の引き受け面積が減少し、比較的若い担い手の引き受け面積の増加も困難であり、持続的な農業経営への不安が大きく、新たな担い手の確保と後継者育成が課題である。また、中山間地域であり、耕作不利農地も多く、獣害被害も年々大きくなっていることから、獣害防止対策への投資も必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域は、水稻を主体として、麦やイチゴなどの生産にも取り組んでいる。水稻は、温泉地域特有のアルカリ成分が高い水質と土壌から、久居地域内では優良な生産地となっていることから、今後は有機農業及び減農薬、減肥料に取り組み、更に他地域との差別化を図るとともに、段階的に農地の集積・集約化を進め、区画の再整備などにより作業の効率化を図る。

山林に近い耕作不利農地については、麦の栽培増加や野菜、果樹の生産に向けた畑地化を進める。

また、地域と担い手が一体となって農地の維持保全に努め、中山間地の農業を守る体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
営農実行組合を法人化した組織など、現状の担い手により、農用地の経営継続を図るとともに、それぞれの担い手への農地集積を進め、農地の維持保全に努める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46	%	将来の目標とする集積率
			49 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用することにより、担い手の営農拡大を進める。また、現在の経営体の営農継続が困難になった場合は、円滑に現状に担い手へ移行し、その都度、地域計画の見直し、変更を行い、地域内の農地の集積、集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については、今後、全て農地中間管理機構を通じて行い、段階的に農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農用地の集積、集約化を進める中で、大区画化及び汎用化のための基盤整備を実施する。また、老朽化してくる農業用施設の改修を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県、市、JAと連携して、認定農業者や新規就農者などの新たな担い手を募集するとともに、農地の斡旋や技術的指導等の支援体制の構築など、相談から定着までの切れ目ない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
地域の担い手である経営体への委託を進め、農業経営の効率化と合理化を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①獣害防止柵の設置など、獣害防止対策の推進を図る。				
②水稻の他地域との差別化を図り、付加価値向上を図る。				
⑤耕作不利農地の畑地化により、果樹等の生産拡大を図る。				
⑦山間部に近い耕作不利農地は、獣害の増加防止及び農地の多面的機能の発揮による災害防止のための健全な保安全管理に努める。				
⑧地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の相互連携協力により、適切に管理していく。				
⑨担い手のニーズを踏まえた農地集積、集約化に伴う農地の大区画化のための基盤整備事業の実施。				
温泉観光地としての地域特性を活かした、観光農園や農産物直売所の設置による販売力の向上を図る。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻、小麦	35.5 ha	ha	水稻、小麦	40.5 ha	ha	A	
認農	農業者B	施設野菜	0.9 ha	ha	施設野菜	0.9 ha	ha	B	
認農	農業者C	水稻、小麦、露地野菜	18 ha	ha	水稻、小麦、露地野菜	18 ha	ha	C	
認農	農業者D	水稻、小麦、露地野菜	9.5 ha	ha	水稻、小麦、露地野菜	10 ha	ha	D	
認農	農業者E	水稻、露地野菜	1.5 ha	ha	水稻、露地野菜	1.5 ha	ha	E	
到達	農業者F	水稻	3.1 ha	ha	水稻	3.1 ha	ha	F	
到達	農業者G	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	G	
認農	農業者H	水稻、野菜	1.4 ha	ha	水稻、野菜	1.4 ha	ha	H	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		71.8 ha	0 ha		77.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 目標地図(別添のとおり)